

# 「U-CLUB」 会員規約

平成 29 年 12 月 1 日版

**USEN**  
NETWORKS

## U-C L U B 会 員 規 約

### 【第1章 総則】

#### 第1条（適用関係）

1. この会員規約（以下「会員規約」といいます。）は、株式会社USEN NETWORKS（以下「当社」といいます。）が運営するU-C L U Bおよびそのサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する事項を定めたものであり、第2条に定める会員および従業員に適用されます。
2. 当社は、本サービスの運営上、サービス毎に利用規約や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。
3. 会員規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

#### 第2条（定義）

1. 「U-C L U B」とは、当社がその会員に向けて本サービスその他のサービスを提供する会員制度をいいます。
2. 「会員」とは、U-C L U Bに入会した個人事業主または法人その他の団体をいいます。
3. 「対象事業所」とは、会員が本サービスの提供を受ける事業所として加入申込時に指定した事業所をいいます。
4. 「従業員」とは、対象事業所に勤務する従業員で、会員が本サービスの利用を認める者をいいます。

#### 第3条（入会）

1. U-C L U Bへの入会を希望する者（以下「入会希望者」といいます。）は、当社所定の加入申込手続きを行うものとします。なお申込を行える者は、個人事業主または法人その他の団体に限りません。
2. 当社は、当該申込を承諾する場合、郵送等にて第5条に定める会員番号を通知するものとし、入会希望者は当該承諾をもって会員となります。
3. 当社は、次のいずれかに該当する場合、前項に定める申込を承諾しないことがあります。
  - ① 申込の内容に記入漏れ、誤記または虚偽の記載があるとき
  - ② 入会希望者が日本語の理解、対応が困難なとき
  - ③ 対象事業所が日本国外その他本サービスの提供地域外のとき
  - ④ 入会希望者が過去に会員規約に違反したことがあるとき
  - ⑤ 入会希望者が会員規約に違反するおそれがあるとき

- ⑥入会希望者が当社が提供する他のサービス料金の支払を現に怠りまたは怠るおそれがあるとき
- ⑦入会希望者が第12条に定める反社会的勢力に属すると認められるとき
- ⑧前各号の他当社が入会を不適切と判断したとき

#### **第4条（本サービスの利用）**

1. 会員は、会員規約の定めるところに従い、第2章および第3章に定める本サービスを利用することができます。
2. 会員は、従業員に第2章および第3章に定める本サービスを利用させることができます。ただし、会員規約または諸規定に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
3. 会員は、従業員による本サービスの利用に際して、従業員に会員規約および諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

#### **第5条（会員番号）**

1. 当社は、1対象事業所につき1つの会員番号(ID)を発行します。
2. 当社は会員番号を郵送等にて会員に通知します。
3. 会員および従業員は、会員番号を漏えいしまたは盗用もしくは不正利用されることのないように使用および管理するものとします。
4. 会員の会員番号による本サービスの利用は、第三者による不正利用の場合であっても当該会員による利用とみなされます。会費および第三者による会員番号の不正使用によって生じる本サービスの利用料その他金銭債務ならびに当該会員が被る損害は、当該会員が負担するものとします。ただし、当社の故意または重過失に起因する第三者による会員番号の不正使用はこの限りではありません。
5. 会員は、会員番号を失念した場合、当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。

#### **第6条（禁止事項）**

1. 会員は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
  - ①会員規約または諸規定に違反する行為
  - ②会員の資格または本サービスを第三者に利用させる行為
  - ③本サービスを商用目的で利用する行為
  - ④当社もしくは第三者の著作権、特許権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
  - ⑤不要な問合せや悪質なたずら等、U-C L U Bもしくは本サービスの運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
  - ⑥会員規約に基づき当社との間に成立する契約上の地位を第三者に移転し、または会員

規約に基づき会員との間に生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者へ譲渡し、もしくは担保に供する行為

- ⑧法令に違反し、または違反する疑いのある行為
- ⑨第三者に対する差別を行い、または助長する行為
- ⑩当社または第三者の名誉もしくは信用等を毀損する行為
- ⑪当社の財産を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ⑫犯罪行為に該当し、または該当する疑いのある行為
- ⑬公序良俗に反し、または反する疑いのある行為
- ⑭その他当社が不適切と判断する行為

2. 会員は、従業員に前項各号に掲げる行為を行わせないものとします。

### 第7条（会費）

1. U-C L U Bの会費は月額980円（税別）（以下「月会費」といいます。）とし、会員は、次条に定める有効期間の間、別途当社が指定する方法にて毎月これを支払うものとします。なお、支払いにかかる手数料は会員が負担するものとします。
2. 会員が支払った月会費は、途中退会や資格取消その他理由の如何を問わず一切返還されません。
3. 会員が月会費その他の金銭債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、会員は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される金額を遅延損害金として、月会費その他金銭債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法にて支払うものとします。

### 第8条（有効期間）

1. 会員の資格の有効期間は、当社が加入申込を承諾した日（以下「契約開始日」といいます。）より第9条に定める退会時または会員資格の取消時までとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、次の場合、会員資格を停止することがあります。なお第1号の場合を除き、当社は会員への事前に通知します。
  - ①天災地変等の不可抗力によりU-C L U Bの運営を継続できないとき
  - ②U-C L U Bの廃止を決定したとき

### 第9条（退会・会員資格の取消し）

1. 会員は退会を希望する場合、退会確認申請書を当社に提出するものとします。毎月20日までに会員自身からの提出であると確認が取れた場合は当月の末日にて、毎月21日から月末日までに確認が取れた場合は翌月末日にて、会員は退会するものとします。
2. 会員が以下の項目のいずれかに該当した場合、当社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができるものとします。

- ①加入申込時に虚偽の申告をした場合
- ②会員規約または諸規定の定めに違反した場合
- ③連絡が取れないまたは所在不明になった場合
- ④支払の停止があったとき、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産もしくは特別清算その他の倒産手続開始の申立があったとき
- ⑤手形、小切手が不渡りとなったとき。
- ⑥仮差押、仮処分、保全差押、差押、強制執行の申立があったとき。
- ⑦租税公課を滞納して督促を受けたときまたは滞納処分を受けたとき。
- ⑧合併または営業もしくは重要な資産の譲渡を行ったとき。
- ⑨解散の決議を行ない、解散命令を受けたとき。
- ⑩営業を停止もしくは廃止しまたは所轄政府機関等により業務停止等の処分を受けたとき。
- ⑪その他、当社が会員として不適切とみなした場合

#### **第10条（登録情報の変更）**

1. 会員は、加入申込手続の際に当社へ届け出た事項に変更があった場合、速やかに当社所定の書式で変更の届け出るものとします。
2. 前項の届出があったとき、当社は、会員に対しその届出に記載された事項を証明する書類の提出を求めることがあります。
3. 届け出た事項に変更があったにもかかわらず、当社への届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとし、届出が遅れたことまたは届出を怠ったことにより当社からの通知が不着または延着した場合でも通常到達すべき時期に到着したとみなします。

#### **第11条（個人情報）**

1. 当社は、会員および従業員の個人情報（以下「会員等の個人情報」といいます。）について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 会員は、会員等の個人情報を次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
  - ①会員または従業員より依頼を受けた各種サービスを当該会員または従業員に対して提供するため
  - ②U-C L U Bまたは本サービスの運営上必要な事項を会員または従業員に知らせるため
  - ③U-C L U Bまたは本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため

④U-C L U Bまたは本サービスの利用状況や会員に属性等に応じた新サービスを開発するため

⑤関連サービスや商品の情報を提供するため

3. 当社は、U-C L U Bまたは本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。

4. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員等の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。

①個人または公共の安全を守るために緊急の必要があるとき

②裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分、または法令により開示が必要とされたとき

③当社の権利または財産を保護するために必要不可欠である場合

④当社がU-C L U Bまたは本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じたとき

## 第12条（反社会的勢力に関する表明保証）

1. 会員は、現在および将来にわたって、会員および従業員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、または過去に反社会的勢力であったことがないことを表明し、保証するものとします。

2. 会員は、現在および将来にわたって、反社会的勢力と次の各号に掲げる関係を有しないことを表明し、保証するものとします。

①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係

②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係

③会員もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係

④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係

⑤その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

3. 会員は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、本サービスの利用に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為、風説の流布、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損する行為、当社の業務を妨害する行為またはこれらに準じる行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

4. 会員は、前3項に違反する事実が判明した場合、当社に直ちに通知するものとします。

## 第13条（自己責任の原則）

1. 会員は、会員番号を使用して行われた一切の行為及びその結果について、当該行為を会員自身が行ったか否かにかかわらず、全ての責任を負うものとします。
2. 会員は、本サービスを利用した結果、第三者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって解決することとします。
3. 会員は、故意または重過失により会員規約もしくは諸規定に違反して当社又は第三者に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。

#### **第14条（会員規約の変更）**

1. 当社は、次に掲げる場合、当社の裁量にて、会員規約を変更する場合があります。
  - ①会員規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
  - ②会員規約の変更が、U-C L U Bの目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 会員規約を変更する場合、当社はその変更後の内容と効力発生日を当社のホームページに掲載して周知します。変更後の会員規約は、当社が別途定める場合を除いて、当該効力発生日より、効力を生じるものとします。
3. 会員規約の変更の効力発生日以降に会員または従業員が本サービスを利用した場合、会員は会員規約の変更に同意したものとみなされます。

#### **第15条（通知）**

1. 当社から会員への通知は、通知内容を電子メールにて送信、書面にて送付または当社のホームページに掲載するなど、当社が適切と判断する方法により行います。
2. 当社から会員への通知を電子メールの送信、書面の送付または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合、会員に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信、書面の発送またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 当社は従業員に対し通知を行う義務を負いません。

#### **第16条（一時的な提供停止）**

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、会員および従業員へ事前に通知することなく、本サービスの提供を一時的に停止することがあります。
  - ①本サービスの提供に利用する設備等に障害が発生した場合
  - ②天災地変、戦争、暴動、騒乱、火災、停電、通信回線の障害その他の不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - ③会員または従業員に会員規約もしくは諸規定の軽微な違反があり、または違反の疑いがある場合
  - ④その他運用上または技術上の理由から当社が本サービスの提供の一時的な停止が必

要と判断した場合

2. 当社は、前項に基づき本サービスの提供を一時的に停止したことによって会員または従業員に生じた損害について責任を負いません。

#### **第17条（保証および免責）**

1. 当社は、U-C L U B、本サービス及びそれに付随して提供する情報等について、その完全性、正確性、有用性、または会員もしくは従業員の使用目的への適合性を保証するものではありません。

2. 以下に掲げる事由により会員または従業員に発生した損害について、当社は免責されるものとします。

①天災地変、戦争、暴動、騒乱、火災、停電、通信回線の障害その他の不可抗力

②会員もしくは従業員が本サービスの利用に使用する設備等に発生した障害

③会員または従業員が本サービスの利用に関して当社の定めた手順等を遵守しないことに起因して発生した障害

④善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービスの提供に利用する設備等に対する第三者による不正アクセス等

⑤刑事訴訟法第218条または犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分

⑥その他当社の責に帰すべからざる事由

3. 当社は、当社の責に帰すべき事由により本サービスに障害が発生した場合、当社の責任と負担にて本サービスの復旧のために必要な対応を行うものとします。

4. 当社は、U-C L U Bもしくは本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、会員および従業員に対して損害賠償義務を一切負わないものとします。

5. 当社の故意または重過失により、会員もしくは従業員が本サービスの利用により損害を被った場合に当社が負う損害賠償責任は、会員もしくは従業員に現実に発生した通常の損害に限定され、その損害賠償の額は当社が会員から支払われた月額利用料金の総額を上限とします。

6. 当社は、会員もしくは従業員が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

#### **第18条（再委託）**

当社は、U-C L U Bもしくは本サービスに関する業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に再委託する場合があります。

#### **第19条（権利義務の譲渡）**

会員は、当社が会員規約に基づき会員との間に生じる権利義務の全部もしくは一部を第



三者に譲渡できることおよび会員規約に基づき会員との間に成立する契約上の地位を第三者に移転することができることをあらかじめ承認するものとします。

## **第20条（合意管轄裁判所）**

会員と当社の間で会員規約または本サービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## **【第2章 U-CLUB offサービス】**

### **第21条（サービスの内容）**

本章に定める本サービス（以下「U-CLUB off」といいます。）は、会員および従業員が、U-CLUB off専用ホームページ等に掲載されている宿泊施設、レジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設などを優待価格で利用できるサービスです。

### **第22条（サービスの利用）**

1. U-CLUB offは、当社提携の株式会社リロクラブが提供します。会員および従業員は、U-CLUB off専用ホームページに掲載した「Club Off Alliance会員規約」に同意した上でU-CLUB offを利用するものとします。
2. U-CLUB offの利用を希望する従業員は、会員番号を用いてU-CLUB off専用ホームページにログインし、U-CLUB offのIDとパスワード（以下「U-CLUB off ID」といいます。）の発行を受けるものとします。なおU-CLUB off IDは、1事業所当たり20組を上限として発行します。
3. 従業員は、会員番号に準じてU-CLUB off IDを取扱うものとし、会員は当該従業員によるU-CLUB off IDの利用について連帯して責任を負うものとします。
4. 会員および従業員は、U-CLUB off専用ホームページにログインし、または「ご契約内容確認書」に記載されたU-CLUB off受付センターに電話することで会員優待サービスを利用することができます。なおU-CLUB off受付センターの利用にもU-CLUB off IDが必要となります。

### **第23条（利用料金）**

1. 会員および従業員は、月会費のみで、U-CLUB off専用ホームページを利用することができます。
2. U-CLUB off専用ホームページに掲載されている施設等を優待価格で利用する場合、会員および従業員は、当該施設等に対して直接その料金を支払うものとします。

### 【第3章 住まいのお困り事相談ダイヤル】

#### 第24条（サービスの内容）

本章に定める本サービス（以下「相談ダイヤル」といいます。）は、従業員及びその同居人が、従業員の居住する物件の専有部の設備において次の各号のトラブルが生じた場合に、当社指定の専用フリーダイヤルを利用し、当社提携会社が提供するトラブルの解決を図るための情報提供（以下「情報提供サービス」といいます。）または有償手配サービス（以下「有償手配サービス」といいます。）を受けることができるサービスです。

- ①水廻りのトラブル
- ②窓ガラスのトラブル
- ③玄関鍵のトラブル（ただし、特殊構造の鍵は、開錠できない場合があります。）

#### 第25条（サービスの利用）

1. 相談ダイヤルは当社提携の株式会社リロクリエイトが提供します。
2. 相談ダイヤルの受付時間は、年間全日、午前9:00～翌朝午前9:00（24時間）です。
3. 相談ダイヤルの専用フリーダイヤルは、U-C L U B off専用ホームページに掲載します。そのため利用に先立ち、U-C L U B off IDの取得が必要です。
4. 会員および従業員は、有償手配サービスにおいて、天候、交通状況または作業員の作業状況等によりトラブル発生現場への出勤に時間を要する場合があること、山間部については翌日訪問となる場合があることおよび賃貸物件の場合はそのオーナーや管理会社の了承無く有償手配サービスを提供できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第26条（利用料金）

1. 会員および従業員は、月会費のみで、情報提供サービスを受けることができます。
2. 会員および従業員は、有償手配サービスを受ける場合、月会費とは別に、基本出張料、部材代および特殊作業料金を実費負担するものとします。なお会員および従業員は、当該実費をサービス実施業者の定める支払い方法で支払うものとします。

#### 第27条（除外事項）

次の各号に掲げるトラブルは、本章に定める本サービスの対象外とします。

- ①建物共用設備におけるトラブル
- ②近隣に迷惑を掛けると予想される作業が必要となるトラブル
- ③自ら買い求めた家電製品等におけるトラブル
- ④地震等の天災や火災、暴動等の非常事態によるトラブル
- ⑤店舗付住宅の店舗部分や集合住宅の共用設備、学校、病院、オフィスビル、飲食店等の店舗および施設におけるトラブル

⑥対象事業所におけるトラブル

⑦その他当社が不適切と判断したトラブル

#### **附則**

会員規約は、平成 29 年 12 月 1 日より効力を有するものとします。

以上\_\_